

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：研究開発税制

現在、研究開発投資を促進するための研究開発税制の枠組みは、つぎのとおりです。

1. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

本体（恒久措置）

控除限度額：法人税額×20%（2015年3月31日までに開始する事業年度は30%）

《総額型》 試験研究費総額にかかる控除制度

控除額=試験研究費の総額×8～10%

中小企業技術基盤強化税制（資本金が1億円以下の法人等の場合）	12%
特別試験研究費（国、大学、中小企業等との共同研究）の場合	12%

□その事業年度において上記控除額が控除限度額を超過した場合、超過部分について
翌年度に繰越可能（試験研究費が翌年度に増加した場合のみ）

+

上乗せ措置（2017年3月31日までに開始する事業年度につき、つぎのいずれかを選択可能。）

控除限度額：法人税額×10%

《増加型》

試験研究費が過去3年平均より5%超
増加した場合の控除制度

**控除額=増加試験研究費
×控除率（5～30%）**

《高水準型》

試験研究費の対売上比率が10%を超えた
場合の控除制度

**控除額=売上高の10%を超える
試験研究費の額×控除率***
*（試験研究費割合-10%）×0.2

2. 税額控除の適用対象となる試験研究費の範囲

本税制における「試験研究費」とは、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち、各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入されるものに限られます。

試験研究費に含まれる費用の例示	試験研究費に含まれない費用の例示
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新製品の製造または新技術の考案もしくは発明に係る基礎研究、応用研究および開発（工業化）研究に要する費用 ➤ 現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のために要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事務能率・経営組織の改善に要する費用 ➤ 販売技術・方法の改良に要する費用 ➤ 販路の開拓に要する費用 ➤ 単なる製品のデザイン考案に要する費用 ➤ 既存製品に対する特定の表示の許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験のため に要する費用

お見逃しなく！

- ・中小企業技術基盤強化税制は法人住民税にも適用され、税額控除率は実質14%程度となります。
- ・研究開発税制は租税特別措置法の規定であるため、今後の法人税率低下に伴い租税特別措置法の見直し・検討の対象項目となる可能性があります。